

平成14年第7回教育委員会記録

平成14年4月24日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成14年4月24日(水) 午後2時03分～午後2時50分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助 委員
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 庶務課長 佐藤 博継
学校運営課長 佐野 宗昭 学務課長 森 仁司
施設課長 小林 陽一 指導室長 工藤 豊太
社会教育
スポーツ課長 武笠 茂 中央図書館長 木下 亮子
社会教育
センター所長 伊藤 俊雄 中央図書館
次長 杉田 治
法規担当係長 石井 康宏
付主査

事務局職員 庶務課係長 小今井 七洋
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 7名

会議に付した事件

(議案)

議案第52号 杉並区社会教育委員の委嘱について

(報告)

- (1) 平成14年度児童・生徒数・学級数調査
- (2) 小中学校の卒業式・入学式の実施状況
- (3) フレッシュ補助教員制度の導入について
- (4) 杉並区IT講習会の実施について

委員長 ただいまから平成14年第7回杉並区教育委員会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は、大蔵委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり議案が1件、報告事項が4件ございます。

はじめに日程第1、議案第52号「杉並区社会教育委員の委嘱について」ご審議をお願いいたします。社会教育スポーツ課長から説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 それでは私からご報告、お諮りしたいと思います。提案理由としまして、前の社会教育委員は、中学校長会から原嶋和男委員がなられたわけですが、本人から辞職願いが出されました。新たに後任の推薦を校長会にお願いしたところ、飯田滋氏の推薦を受けましたので、お諮りしたいと思います。以上でございます。

委員長 質問、ご意見はございますか。

宮坂委員 任期はどのくらいなのですか。

社会教育スポーツ課長 2年でございます。任期途中での交代の場合は、任期は前委員の残任期間ということになります。

委員長 ほかにご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは議案第52号につきましては、原案どおり了承とさせていただきます。

次に日程第2、報告事項の聴取に入らせていただきます。はじめに学務課長から「平成14年度児童・生徒数・学級数調査」の報告をよろしくをお願いいたします。

学務課長 私のほうから平成14年度の児童・生徒数・学級数についてご報告申し上げます。入学式を終えて、元気に子どもたちは新学期を迎え、区立学校に通っています。入学式時点での小中学校の児童・生徒数・学級数ですが、小学校については、合計で1万7,229名、中学校は6,976名ということで、これに心障学級の固定あるいは通級の学級のお子さんなどを含めると、小学校の総合計が1万7,351名、中学校が普通学級ならびに心障学級を含めて、7,046名ということで、区立の小中学校を全部合わせて2万4,397名という状況になります。これに済美養護学校の小学部・中学部の併せて79名を加えますと、全体で2万4,476名という状況でございます。

若干の分析を行いますと、小学校の通常学級に通っている子どもたちをベースにご報告しますが、前年比で、63名ほど増えており、昨年が1万7,166名、今年が1万7,229名という状況になります。ピーク時が23年前の昭和54年でして、この時点での児童数の比較で言いますと、約45.8%で半減以下という状況で、少子化がかなり進んでいるという状況です。また新1年生に限って申しますと、昨年が3,001名、今年が2,838名ということで全体として、前年比163名の減少という状況です。なお昨年の数字は5月1日の数字です。

また中学は、昨年が7,189名、今年が6,976名ということで、213名ほど減っております。これもピーク時が19年前の昭和58年との比較で申しますと、42.6%ということで、こちらも半減以下という状況です。新1年生は、昨年5月1日時点で、2,330名、今年2,146名で、184名の減ということで、新1年生はいずれも前年比3桁の減という状況になっております。そして今回平成14年度の新1年生を対象に学校希望制度を実施しましたが、裏面をご覧ください。学校希望制度に関わる入学者数について若干ご報告申し上げます。昨年10月10日から11月2日にかけて希望申請を受け付けし、その集計結果については、当委員会ですでにご報告いたしましたが、小学校で461名、中学校で486名希望申請を出されました。その後1月10日に就学通知を発送し、最終的に入学したお子さんの数のうち、希望申請に基づき新しい指定校として入学されたお子さんが、小学校では346名、中学校が276名という数になっております。したがって、希望申請締切り時点との比較で申しますと、4月の入学時点で小学校では115名の減、中学校では同じく210名の減という状況になっております。この減の内訳ですが、やはりいちばん大きい要因が、小中学校いずれも国立・私立への入学ということで、小学校が52名、中学校になるともう少し大きく、119名ということで、半数以上になります。それ以外に転居等々がございまして、以上申し上げましたような現象になっております。

それから希望申請と入学者数との比較で申し上げますと、小学校が12.2%です。これを先行する自治体のうち品川区、あるいは豊島区との比較で申し上げますと、品川区が初年度は小学校はブロック制ですが、約13%、杉並区と同様の隣接校方式を導入した豊島区は14.4%ということで、これらの先行自治体と比較して、杉並区の小学校は12.2%ですので、ややそれらよりも落ち着いた数字になっているという状況がございまして。また中学校については、入学者数に対する希望申請による入学の数が12.9%程度でして、品川区は区内全域という形でしたが、初年度で24%、豊島区が14.4%ということで、中学校も先行する自治体と比較すると、相対的に低い数字になっております。以上が今年度の児童・生徒数ならびに学級数の報告でございまして。

委員長 ご質問、ご意見はございますか。

教育長 入学者が減っているというのは、やはり少子化ということが言えるのですか。子どもは必ずしも区立の学校だけではなくて、国立・私立もあるわけですから、そちらの伸びも減っていればわかるのですが、そちらが上がっているとそういうことではなくて、国立・私立に行くから減っているのだという見方もできるわけです。その辺はどう分析なさっていますか。

学務課長 マクロな視点で申し上げますと、区で行政計画を平成12年度につくる際に将来人口推計で、平成12年は昭和50年と比べて半減して、今後10年間の推移ということで言いますと、微減ないしは横這いで推移するという分析をしており、確かに教育長がご指摘のとおり、国立・私立

への動きという部分がありますが、総体的にはやはり区での将来推計、年齢階層別の年少人口の推移が出ているわけですが、それと同様の傾向ではないかと考えております。

教育長 ということは例えば国立の付属、あるいは私立へ行く小学生、あるいは中学生の状況を経年で追ってみても、例えば平成14年度入学者の数が、過去と比べてやはり少し下向きなのかといった分析はどうか。

学務課長 国立・私立への動きの数字はまだ固まったものではございません。学校基本調査の経過は例年委員会にご報告しており、その際に詳しいご報告をさせていただきたいと思っております。国立・私立の動き自体は、今年度は新しい学習指導要領が出され、学校5日制という動きの中で、公立離れということも新聞、テレビ等で報道されたことがございますが、そういう中で今回杉並区の子どもたちの国立・私立への動きを見ても、大体例年の傾向と同じで、小学校は概ね10%程度、中学校のほうはもう少し高くなりますが、特に平成13年度との比較で今回国立・私立に流れた子ども数が多いという状況にはないと考えております。

委員長 教育長のご質問の国立・私立の割合とか、数は正式に統計的にずっと取られていますか。

学務課長 学校希望調査等で数字は押さえています。手元に資料が出てきまして、今年度の学齢簿登載者の中で、国立・私立などへ動かれたお子さんの数は、まだ最終的には固まりきれておりませんが、やはり小学校が約10%、中学校が31%ほどということで大体例年と同様の推移かなと考えております。

委員長 わかりました。よろしいでしょうか。

それでは次に移らせていただきます。2番目の「小中学校の入学式の実施状況」について、3点目が「フレッシュ補助教員制度の導入」について、ご説明を指導室長からお願いします。

指導室長 申し訳ございませんが、「小中学校の卒業式・入学式の実施状況」ということにご訂正いただければと思います。卒業式が平成14年3月25日に小学校、3月20日に中学校ということで、各委員の皆さま方にも各学校にお出でいただき、大変ありがとうございました。入学式においては小学校が4月8日、中学校が4月9日無事終えたところでございます。本日ご報告の部分につきましては、国旗・国歌の実施状況ということで、例年どおりご報告したいと思っております。実施状況は、国旗は卒業式・入学式に掲揚した学校は100%、また国歌を斉唱した小学校、中学校とも100%という実施率でございました。この部分についてのご報告は以上でございます。

2点目のフレッシュ補助教員制度の導入について、これは口頭にてご説明をさせていただきます。直近の『広報すぎなみ』4月21日号にフレッシュ補助教員の募集を掲載いたしました。これはアクションプランの1つの大きな事業として、いよいよ動き始めたという実感になっております。フレッシュ補助教員については区立小学校にチームティーチング方式による指導を基本とし

た事業補助を行うために、若手教員を配置したいということで行う事業でございます。

応募資格等については、小学校の教諭の免許を所有している者で、30歳以下と応募資格を定めております。申込期日は6月17日（月）必着ということで郵送か持参ということに募集ではしております。採用の人数は一応20名程度と予測しております。今年度については、平成14年9月16日から平成15年3月15日までの6カ月間を雇用期間としております。勤務内容等については月20日以内で、時間的には朝8時から夕方5時、1日の中で6時間の実働時間にアルバイト勤務という状況でやるものでございます。勤務の内容については冒頭に申しあげましたように、主の先生の補助に当たりながら、チームティーチング的な指導を基本とした事業の補助に当たるということですので。

選考方法は、1次は書類によって選考したいと考えております。1次選考の結果は7月初旬に応募者に通知をします。2次選考においては、1次合格者に対して面接を行いたいと考えております。ここの部分については7月中旬を予定しております。すべての合格者の発表は8月中旬の予定です。募集要項等の中には、大体履歴と職歴等を書いていただくほかに、杉並区フレッシュ補助教員申込みという形の中で、志望する動機、理由を400字程度で書いていただき、どのような意思を持ってフレッシュ補助教員をしたいのかをこちらが把握したいという状況でございます。

第1段は『広報すぎなみ』で発表いたしました。これはあくまでも杉並区民に早く周知したいということですので。第2段としては各学校からも学生等、または若い方々で教員を志望している方の情報もあろうかと思っておりますので、そちらからも情報を流していただくような計画をしております。第3段としては、これから学生ボランティア等の事業立ても並行して入っておりますので、大学等を回ったおり、大きなチラシをいま作る予定ですので、貼りながら多くの方々に周知していきたいと考えております。この第3段の募集方法によって、この事業を進めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

委員長 では最初の小中学校卒業式・入学式の実施状況についてご質問、ご意見はございますでしょうか。ありませんか。

それでは次に3点目の「フレッシュ補助教員制度の導入について」ということでご質問、ご意見をお願いします。

宮坂委員 30歳以下というのは何か根拠があるのでしょうか。ただ漠然とでしょうか。

指導室長 実は25歳以下にしようか、要するに若手と、フレッシュという言葉の概念がどの辺までの枠かということがあり、大学院等を出た直近ぐらいの年齢がいちばんふさわしいのかという議論もございました。ただその年齢層ぐらいになりますと、応募者に対してはいかがなものかと。またいろいろな社会状況を考えますと、やはりもう少し幅を広げて社会に貢献したいと、またこ

ういう制度を利用して自分もやってみたいという方がもう少しいるのではないかとということで、30歳という年齢を引かせていただいたわけですが、35歳となりますと、これがフレッシュかとなるので、その辺は少し迷ったところですが、いずれにしても線を引かなければいけなかったのもので、一応30歳ということで目処を立てさせていただきました。以上です。

教育長 35歳、45歳でも本人がフレッシュだと思っていて、難しいです。

大蔵委員 新しくやるのだからフレッシュだということもある。

教育長 フレッシュですよ。

大蔵委員 フレッシュの解釈の仕方ですが。

教育長 30歳以下ということは、30歳は入るといえることですか。

指導室長 はい、そうです。もう1つはやはり学校そのものが、高齢化になっているという前提条件がございますので、やはり子どもたちと近い年齢層の中でいろいろな関わり合いを持っていただくというのもこの狙いの1つでしたので、一応その辺のところは妥当かなという判断でございます。

教育長 子どもの視点からということですね。こういう形でアクションプランに基づいているわけですが、募集するという例は東京都内の自治体の例でございますか。

指導室長 区のほうでは、数区はやっていただかと思えます。規模は小さいと思えます。本区のように20名程度というのはかなり大きな数だと自負しております。ただ市部にまいりますと八王子、多摩等ではネーミングは違いますが、先行している状況があったかと思えます。

宮坂委員 余計な心配なのですが、これは期間を決めてアルバイトで、30歳ぐらい、27、28歳ぐらいというのは結婚しているかどうか、家庭がある人もいるでしょうし、いい人が集まりますか。それでやはり職業をみな普通は持っていますね。そうするとここで応募する人が、そういうきちっとした、その辺は人材的にどうなのでしょう。

指導室長 確かに委員のご指摘の部分というのは、開けてみないとわからないという実態はございます。ただ21日にこの広報が出ましたら、すぐ情報がほしいということで連絡が入ってきておりますので、期待しているところでございます。

庶務課長 私のほうで聞いている話でも、学校で例えば時間講師があけた方とか、そういう人たちで、あるいは今回の採用試験で落ちた方だとか、学校にも問い合わせがあり、いつからできるのだろうかというのがありますので、十分応募は集まると思っております。

委員長 教育委員会としてアクションプラン関係でいろいろな同種の区民の採用の機会があるわけです。だからどういう種類があり、その中でこういうものがあるとか、何か全体がわかるともつとわかりやすいです。1つずつやると、ああ、こちらのほうがよかったとか、こちらのほうが適

性があったとか、やはりすごく世間で言われているように、もっと就職が悪いですから、人はいくらでもいると思います。何でもいいからといま就職するような事情もありますから。こういうようなのはすごく魅力的に感ずる方も多いと思います。だから全体像がわかると、その中でフレッシュ補助教員というのは、こういうことだと、役割とか、条件だとか、金銭的な報酬の面の問題だとか。あるものはボランティアで、あるものはお金が付いてとか、区民にしてみればすごく複雑だと思うのです。その辺をわかりやすく全体像をクリアにする必要が次からはあるのではないかと気がいたします。

教育長 庶務課長のほうでそれがもしわかれば、いま委員長が言っているのは、このフレッシュ補助教員以外の区が何らかの形で、雇用かボランティアかもいろいろあるだろうけれども、言ってみれば人材として活用したいという部分について、103項目の中から、少しピックアップして、それだけを整理して提示するとわかりやすいのではないですかというのが、委員長の質問なのです。

庶務課長 ちょっと難しい話がいろいろありまして、例えばNPOといったときに、NPO自体もボランティアを基にして活動をするNPOと、そうではなく自分たちの例えばNPOに関わっている人たちが、10人ぐらいいたとすると、その人たちがきちんと食べていけるようなことを目的としながらやる活動と、種類がいろいろ違うところがあるのです。いま私どもが考えているのは、NPOといっても、どちらかと言うと、ボランティア的な要素を持ったところを当初考えていこうかということです。しばらく様子を見ながら、そのことが地域の活動の中で、いわゆるすき間産業を埋めるようなものになっていくのかどうかということも含めて、考えていかなければいけないだろうと思っています。あとは土曜日学校だとかを、そういうところをやる際に、いま言ったようなどういう目的で、どう進めていくのかということ、それぞれの事業別に関わり方も含めて考えていかないと、1時間当たりの単価をこの場合には、仮にフレッシュ補助教員みたいに1,300円にしますとか、そういったことがなかなかできにくいということがあり、フレッシュ補助教員みたいにはっきり雇用関係などをしているものについては、きちんと出せますが、そうではなくボランティアを要素としながら進めて、当然雇用関係のないものについては、やりながらいろいろ考えていかなければいけないだろうと思っています。

委員長 1年間いろいろやると、大体わかってくると思うのです。初年度だから、ある部分試行的なものがどうしても入ってしまうので、言いにくい面もあると思いますが、予算化されてくるとだんだんわかってきます。個別に予算化と言いますか。

教育長 フレッシュ補助教員も書類選考、面接もあるので、二重で選考しますから、大丈夫だと思いますが、あまりテストだけではない、年齢的にも豊かな人もいますから、経験豊富な方もいると思うので、いろいろな要素を取り入れた教員の採用ができるといいだろうと思います。そうす

ると学校全体、子どもたちに対しても膨らみのある指導が期待できるのではないかと。これからの応募状況が楽しみな感じがします。

委員長 よろしいですか。

それでは次に4点目、「杉並区IT講習会の実施」について、社会教育スポーツ課長、お願いします。

社会教育スポーツ課長 それでは私のほうから報告いたします。杉並区IT講習会の実施は、昨年行いましたが、昨年に継続してIT講習会を実施したいということで考えております。事業の概要として、受講の対象者は杉並区に在住・在勤・在学の20歳以上の方。これは前年と同じです。講座の数、募集人数については、記載の186講座、2,456人ということで予定をしております。内訳としては、基礎講習が130講座1,710人、活用講習が56講座746人ということです。この基礎講習は平成13年度にやったものと同じで、ごく初歩的な内容で、パソコンの基本操作、電源の入れ方から始まって、文字の入力、インターネット、電子メールの利用などの基本的な技能の習得ということで、講習時間が12時間。活用講習は、基礎講習を終えた程度の方ということで、インターネットによる情報の検索、電子メールの活用というところに絞って行うということです。こちらの講習時間は、10時間ということです。

参加費は、基礎講習が2,500円、活用講習が3,500円です。この参加費の根拠は、基礎講習と活用講習とは若干内容が違いますので、そのテキスト代、それとインク、フロッピーディスク、紙等の消耗品、こういうものを基にして算出した金額です。開催する施設は、20施設で社会教育センター、済美教育研究所、科学館、区立図書館の11館、地域区民センター6所ということで予定しております。

講習の運営体制は、それぞれの実施の施設に推進委員を設け、これは区の職員ですが、その下で運営するという体制をとっていく予定です。その他として、実施時期は平成14年7月から平成15年2月までを予定しております。全体としては4期に分けて募集をする予定です。第1期の募集は7月から8月の実施分ということで、これは5月1日の『広報すぎなみ』で募集をする予定です。1期目として、54講座729人。内訳として基礎講習が38講座525人、活用講習が16講座204人ということです。申込方法は、専用申込葉書により、5月15日までに郵送申込ということで行ってまいりたいと考えております。以上です。

委員長 質問、ご意見をお願いします。

宮坂委員 人数は先着順ですか、それともくじでしょうか。

社会教育スポーツ課長 これは抽選ということを考えております。

教育長 予測は難しいと思いますが、昨年度は確か大変な応募者がいて、抽選で希望者が必ずしも

受講できなかったということも聞いておまして、その意味では今年は、これは予測ですから難しいのですが、やはり相当潜在ニーズは高いと見てよろしいでしょうか。

事務局次長 いまの質問に関連してですが、実は去年は国の補助 100%の事業で実施しました。今年度は国の補助はないのですが、いまのご質問にありましたように、まだ積み残している方がいらっしゃる。また新たな希望者がいるだろうということで、基礎講習をやるということです。去年行った時点でいろいろな要望でまだ不足しているとか、もう少し専門的にやりたいということもあったということで、今年の場合は活用講習としてステップアップ講習ということで、区独自の今年度予算で実施するとしたわけです。

教育長 昨年までは国の補助ですから、これはすべてどこの自治体でも似たようなそういう補助金を受けてやり、今回潜在ニーズも含めたニーズに応えるという意味で、区独自で立ち上げるということになると、これはまさに杉並流のやり方ですか。

社会教育スポーツ課長 はい、去年は、いま次長から話がありましたように、国の全額補助ということで、規模的にもかなり国家的事業ということで、1万4,000名余りが杉並区でも受けたわけです。その規模に比べると平成14年度は少し少ないかなという印象を持たれると思いますが、区の前年度でやるということの中では、ほかの区と比べて中ではかなり多いほうである。調査では人数的にはいちばん多いということになっております。その場合に、かなり人件費としてインストラクターにかかる。この部分については国の緊急雇用対策事業の補助金を使うということで、それを有効活用して行っていくということです。その中で最大にできる人数ということで、この規模になったということです。去年のアンケートの結果から見ても、かなり好評だということです。募集の人員に比べてかなりの倍率になったということもございますので、今年度についてもかなりの応募があるのではないかと考えております。ただ応募された中には、パソコン研修という、パソコンの習い方、例えば年賀状を作るとか、そういったことと内容的に間違えられていて、そういったものを希望して申し込まれる方もいますので、このIT講習については、そういった通信技術という目的に限っていますので、その辺りでのニーズとの違いというものが多少あったかという気もいたします。

教育長 そういう意味では今年も同じですか。

社会教育スポーツ課長 今年も内容は同じです。ただ活用ということで、去年の希望の中でももう少し上級のものをやってほしいということがありましたので、インターネット、電子メールを中心にもう少し応用がきくような内容を加えたということです。

教育長 雇用対策費を使うということは、基礎講習なり活用講習の2,500円なり3,500円という参加費は、人件費もあるわけではなくて、教材費ということですか。

社会教育スポーツ課長 これについては、人件費部門を除いて、消耗品の自己負担をそれなりにしていただくということで決めた金額でございます。

大蔵委員 去年は国の補助金が付いていましたから、確かテキスト代は1,000円ぐらいでしたね。

社会教育スポーツ課長 去年はこちらで基本的に使ったテキスト代は1,000円だったのですが、業者の中では独自にテキストを使ってやったという所がございましたので、その幅が少し、1,000円前後という形でありました。

教育長 いま取りあえず1期分だけ募集していて、また2期、3期、4期というのはそれぞれその月になったら募集するわけですか。

社会教育スポーツ課長 予定としては5月が1期で、7、9、11月と2、3、4期を募集しまして、来年の2月にはすべて終わるという予定でございます。

委員長 よろしいでしょうか。一応事前にいただいた資料ですと、この4.までですが、いま追加が1つ入ってまいりました。5番目として、「高井戸第二小学校のプール事故について」という報告事項を追加させていただきます。庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 それでは私から、高井戸第二小学校で起きたプール事故についての報告をいたします。平成12年6月30日に、区立高井戸第二小学校のプールの授業中に、同校1年生の女子児童が水に溺れて、同年7月15日に死亡したということで、死亡した女子児童の両親から杉並区、東京都に対して国家賠償法の第1条と第3条に基づいて損害賠償請求が東京地裁に提起されておりました。今般平成14年3月27日に地裁における何回かの公判を経て、判決が出されました。判決の要旨は、「区および都は連帯して原告に対して各1,385万2,552円、合計で2,770万5,104円、これに対する平成12年6月30日から支払い済みまで、年5分の割合による損害賠償を支払うこと」という中身の判決が出されました。判決が3月27日に出されたわけですが、原告から被告それぞれ、双方から控訴の提起が行われなかったということで、この判決は確定をいたしました。今後この損害賠償請求に関して、弁護士などを通して対応していくということになりますので、ご報告をいたします。

委員長 はい、わかりました。どうぞ質疑をお願いします。

教育長 2,770万円というのは、既支払い分は入っておりませんよね。それを加えるといくらになりますか。

庶務課長 金利の関係もありますので、非常に難しいのですが、すでに2,500万円は払っておりますので、それだけでいきますと5,500万円ぐらいの金額になります。この中には当然金利の部分も含まれているということですが、日にちが延びるごとに金利部分が加算していきますので、請求日と支払日を早めに確定していかなければいけないだろうと思っています。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

教育長 この事故以来、確か各学校に安全の徹底ということで、事前に研修会を開き、指導担当の先生方にそれを熟知した上で、プールの開設に臨むということになっていると思いますが、今年はどのようなになっていますか。

指導室長 連休明けの5月9日（木）、学校安全対策水泳実技研修ということで、実施いたします。場所は上井草スポーツセンターのプールを使って行います。各校必ず1名出席するようにということを校長会等を通じて連絡しております。私どもはやはり子どもの安全があって初めて教育というスタンスに立っておりますので、やはりこういうことは手を緩めてはいけないと考えておりますので、今後ともこの研修会、また学校における校内研修もきちんとやるようにという指導をしていきたいと考えております。

委員長 よろしいでしょうか。では本日予定されました議題と報告事項はすべて終わりました。

これを持ちまして第7回の教育委員会を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。